

集団回収事業に係る回収事業者登録要領

(平成20年4月1日資源環境部長決定)

(総則)

第1条 この要領は、東京都板橋区資源の集団回収事業に係る支援要綱(平成12年2月2日区長決定。以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(登録対象事業者)

第2条 区長は、次のいずれにも該当する者を要綱第10条第2項の規定により登録する。

- (1) 集団回収事業に参加する事業者であること。
- (2) 要綱第2条(2)に規定する登録団体から出された古紙・古布等の回収を行えること。
- (3) 登録を受ける年度の前年度1年間に、資源の抜き取りなどの違反により区から勧告を受けていないこと。
- (4) 過去1年間に板橋区内で資源の回収実績があること。

(登録の有効期限等)

第3条 要綱第10条第2項の規定による登録の有効期限は、登録した年の4月1日から1年間とし、登録は年1回とする。

(登録後の遵守事項)

第4条 登録回収業者は、次に掲げる事項のすべてを遵守する。

- (1) 清掃事業に係る法令、条例等に違反する行為は行わない。
- (2) 登録団体と契約した回収品目を回収し、回収量と品目の内訳を登録団体に報告すること(登録団体が実績報告書を作成するため)。
- (3) 登録団体との連絡調整は、原則として業者が責任をもって行う。
- (4) 資源回収業務において、ごみ集積所に排出された資源の抜き取り行為など、区民の信頼を著しく損なう行為は絶対に行わないこと。
- (5) 業務報告書及び団体が提出する実績報告書において虚偽の記載を行うなど、不正な手段による報告を行わないこと。
- (6) 登録団体が回収した資源を適切かつ継続的に回収し、資源化に協力すること。
- (7) 回収業務を実施するにあたっては、回収車両に資源循環推進課が貸与する集団回収車車両標示物を付け、区民に集団回収車両であること

を明示すること。

(8) 登録団体に対し金銭の要求を行わないこと。

(9) 要綱第11条各項に規定する事項に違反する行為は行わないこと。

(報奨金の額)

第5条 区長は、前月の古紙の市況の相場の月平均単価を参考に、品目ごとに当月分の報奨金の額を定める。

(登録回収業者の責務)

第6条 登録回収業者は、複数の車両により回収を行う場合、回収作業従事者に対し、登録要領の内容を遵守して業務を行うよう指導すること。

2 登録回収業者は、区民との連絡調整等疑義が生じた場合は区に連絡する。

付 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 回収業者登録基準（平成19年4月1日部長決定）は、廃止する。

付 則

この一部改正は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。